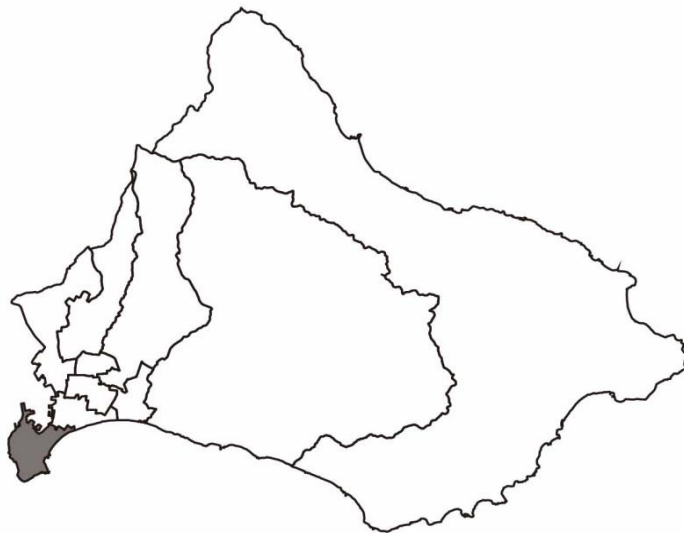


高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センター あさひ

平成28年度活動計画

西部圏域



— 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題	…	p.1
2. 現状分析と活動計画		
＜介護予防事業＞		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	…	p.2
＜包括的支援事業＞		
1. 総合相談支援業務	…	p.3～p.5
2. 権利擁護業務	…	p.6～p.7
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	…	p.8～p.9
4. 介護予防ケアマネジメント業務	…	p.10
5. 地域ケア会議推進事業	…	p.11～p.12
＜任意事業＞		
1. 家族介護支援事業	…	p.13
2. 住宅改修支援事業	…	p.14

圏域の特徴と課題

西部

1. 人口の推移と年齢構成

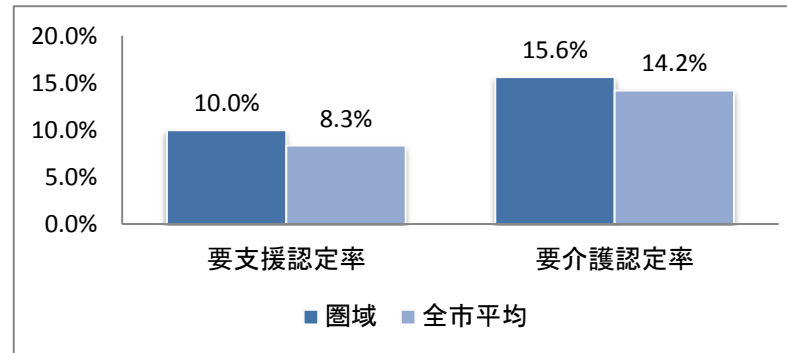
	(人)					H28.3末	
	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	1,791	1,737	1,652	1,589	1,527	8.1%	10.3%
生産年齢人口	11,218	11,045	10,531	9,961	9,657	51.3%	57.3%
高齢人口	7,289	7,415	7,482	7,606	7,643	40.6%	32.5%
(再掲)65～74歳	3,372	3,457	3,528	3,593	3,621	19.2%	16.4%
(再掲)75歳以上	3,917	3,958	3,954	4,013	4,022	21.4%	16.1%

2. 世帯構成

	H28.3末		
	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	3,292	30.2%	22.6%
高齢者複数世帯	1,355	12.4%	12.1%
その他	6,266	57.4%	65.3%

3. 要支援認定の状況

	H28.3末		
	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	756	763	7,219
要支援認定率(%)	9.9%	10.0%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



4. 介護保険サービス事業所数

	H28.3末
居宅介護支援事業所	11
小規模多機能型居宅介護	0

5. 圏域の課題

西部地区の特徴としては函館山が大きく聳え立っており、その周辺にも町が広がっているため生活路にも坂道が多く、車がないと不便な場所であり、高齢者には生活しづらい街である。又、昔ながらの家屋が立ち並んでいる為、自宅に浴室が付いていない家屋も多く点在する。更に地区の中には大きな病院も少なく、特に精神科は限られた数しかないため、認知症の治療を行う上では遠方の病院まで通わなければならない。地域住民については市内で高齢化率や要介護認定率、生活保護率が一番高く、チェックリストからもうつや認知症のリスクが高い人が多かったが、健康に無関心で意欲に乏しい人が多い事から危機感や緊迫感がない人が多かった。地域の関係機関としての町会機能を考えた場合、町会としての活動は行っているものの、ハード面では町会館を自由に使えず、建物も取り壊している所がある。ソフト面では役員も高齢化しており、新しい取組みを行うことや地域の福祉関係者との積極的な連携が難しい。そのため、地域関係者が捉える課題と福祉職が捉える課題にも差がある為、課題の共有を行う必要がある。又、福祉職サイドで考えた場合にも単一の福祉サービスとしては機能しているが運営法人が違う事から福祉サービス同士横の連携について課題が見受けられる。

介護予防事業

1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【目的】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【重点事項】健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目標	具体策	評価指標
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<p><課題></p> <p>①: 身近に歩いて通える健康づくりの場がない。</p> <p>②: 活動の場があっても、住民が主体となり活動を継続することが難しい。</p> <p>③: 要介護認定率が高く、今後も増加することが予測される。</p> <p><背景></p> <p>①-1: 坂道が多い。</p> <p>①-2: 外出の手段は徒歩が多い。</p> <p>①-3: 徒歩15分で通える場所に社会資源がない地域がある。</p> <p>①-4: 社会資源はあるが、公共交通機関が行き渡らない場所がある。</p> <p>②-1: 担い手(リーダー)が不足している。</p> <p>②-2: 担い手の役割を担うことに消極的である。</p> <p>②-3: 活動の中心になる町会役員等が高齢化しており、活動が縮小傾向である。</p> <p>②-4: 活動資金、場所の確保が難しい。</p> <p>③-1: 市内の中でも高齢化率が高い。</p> <p>③-2: 市内の中でも要介護認定率が高い。要支援認定率の割合が高くなっている。</p> <p>③-3: 要支援者の6割に筋・骨疾患がある。</p> <p>③-4: 国保健診で高血圧、脂質異常、糖尿病患者の割合が多い。</p>	<p>①: 住民が集まる場所を作り、健康や介護予防に対する意識を高めることができる。</p> <p>②: 健康づくり教室の参加者が中心となり、教室を継続し、介護予防の活動を行なうことができる。</p> <p>②: 健康づくり教室が自主化し、介護予防の活動を継続することができる。</p>	<p>①: 健康づくり教室を開催する</p> <p>[新規教室]</p> <p>栄町: 月2回×6ヶ月間</p> <p>・実施内容 転倒予防、口腔機能向上、認知機能低下予防に沿ったプログラムにする。</p> <p>・実施する理由 交通の利便性が悪く、既存の社会資源まで通い難い。会館も余り活用されてなく、老人クラブ再開を望む声がある。</p> <p>②: 健康づくり教室を継続し、参加者達が主体的に運営が出来る体制作りを支援する。</p> <p>[2年目継続教室]</p> <p>入舟町: 月2回×6ヶ月間 旭町・東雲町合同: 月2回×6ヶ月間</p> <p>[3年目以降の継続教室]</p> <p>末広町: 月2回×6ヶ月間 弥生町: 月2回×7ヶ月間</p> <p>※教室の特徴を踏まえながら、参加者と一緒に継続できる方法を考える。</p> <p>②: 教室の自主活動にむけた体制作りを支援する。</p> <p>豊川町: 月2回×12ヶ月間</p> <p>・自主活動後も会場を利用出来るようにする。</p> <p>東川町: 月2回×12ヶ月間</p> <p>・ポスターや新聞掲載により周知を図る。</p>	<p>・開催回数(新規・継続)</p> <p>・自主グループ支援回数</p> <p>・参加者数(実・延)</p> <p>・参加者の行動変容</p> <p>・継続活動の状況</p>
住民への 介護予防に関する 広報・啓発活動	<p>③-5: 健診の問診において生活習慣改善の意思が低い割合が多い。</p> <p>③-6: 生活機能評価リスクでは生活機能、うつ、口腔機能の該当者が多い。</p> <p>③-7: 日常生活圏域ニーズ調査では社会的役割が低い。</p>	<p>③: 地域の高齢者が、健康づくりに関する知識を得ることが出来る。</p>	<p>③-1: 広報紙の配布</p> <p>③-2: 介護予防に関するパンフレット配布</p> <p>・健康づくり教室や継続教室</p> <p>・町会ふれあい屋食会や茶話会</p> <p>③-3: 出前講座</p> <p>・宝来町健康づくり教室からの依頼に対応</p> <p>・船見町第一町会健康づくり教室からの依頼に対応</p> <p>・町会等からの依頼に対応</p>	<p>・広報紙・パンフレットの配布回数と対象者</p> <p>・出前講座、講師派遣回数と対象者</p>

包括的支援事業

1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援 ネットワーク構築	<p><課題></p> <p>①: 認知症理解について地域の協力体制構築が不十分であった。</p> <p>②: 地域に埋もれて支援につながらないケースを発見するために関係機関との連携強化が必要。</p> <p>③: 平成29年度から始まる新しい総合事業を見据えて地域の関係者との連携が必要。</p> <p>④: ふれあい昼食会等の住民組織への参加が定期的になかった。</p> <p><背景></p> <p>①: 地域を形成する中心組織である町会や在宅福祉において一部認知症への理解が十分ではないと感じる面が見受けられた。</p> <p>②: これまで連携活動も含めて他団体との意見交換を行ってきたが、現場レベルでの意見のボトムアップが出来ていなかった。又、医療機関に対する包括の役割について周知する機会がなかった。</p> <p>③: 平成29年度から始まる総合事業について1層・2層のコーディネーターとの関わりは必要不可欠であり、整備された社会資源とも今後の関わり方については整備が必要。</p> <p>④: 参加依頼を待つ形で、積極的に町会等に出向いての事業周知を図る事がなかった。</p>	<p>①: 町会や在宅福祉委員向けに認知症サポーター養成講座を開催。(目標3回)</p> <p>②-1: 在宅福祉委員会を管轄する社会福祉協議会と懇談会を交えて圏域内の在宅福祉委員の活動を知る。</p> <p>②-2: 退院時の連携がスムーズに対応できるように包括の役割を医療機関へ周知する。</p> <p>②-3: 西部地区の介護サービス事業所に対して包括の役割について周知を図る。</p> <p>③: 生活支援コーディネーターを通じて地域の社会資源の活用について模索する。</p> <p>④: 町会へ積極的にアプローチを行い、相談体制を構築する。(目標3町会)</p>	<p>①: 西部地区3方面からそれぞれサポーター養成講座を開催する町を選定し、町会役員や在宅福祉委員向けにサポーター養成講座を開催し、認知症についての理解を図る。</p> <p>②-1: 函館市社会福祉協議会と連携の在り方を考える中でまずは西部地区各町在宅福祉委員会が社会資源としてどのように機能しているか、また、今後更なる機能を持たせることができるか等協議していく。</p> <p>②-2: 西部地区医療機関への広報紙配布。(年2回)</p> <p>②-3: 西部地区介護サービス事業所向けへの講座や懇談会、研修会の開催。(年1回)</p> <p>③: 生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターを交えた関係機関との懇談会を実施して介護予防・日常生活支援総合事業の中で資源の活用方法について検討する。(年1回)</p> <p>④: 西部地区3方面からそれぞれ出前講座を開催する町を1町ずつ選定し、包括の事業内容や市の各種事業について講座を開催する。</p>	<p>・ネットワーク構築数</p> <p>・ネットワーク構築機関</p>

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
実態把握	<p><課題> ①:市の実態把握の計画数値に対して平成27年度は達成率が90%(877/968)に留まっており実態把握対象者を幅広く捉える必要がある。</p> <p><背景> ①:総合相談や見守りネットでは実態把握を都度行ってきたが、地域支援事業での実態把握率が56.3%と低く、健康教室や町会行事等で実態把握を行う事についてセンター内で統一されていなかった。</p>	<p><計画数値> ・利用者基本情報作成数【824件】</p> <p>①:高齢者の変化に対して迅速に発見・対応できるように様々な手法で実態把握を行う。 ①-2:必要に応じて事業やサービス調整を行う。 ①-3:あらゆる機会の実態把握を行う。</p>	<p>①:まずは高齢者の実態把握を行う為に総合相談や見守りネットワーク事業等実施し、その中で気になる高齢者を早期に発見し、関係機関と情報共有した上で支援体制を構築していく。 ①-2:実態把握を行いサービス調整の必要性がある場合には介護保険や老福サービス等の調整を図っていく。又、ミーティングを通じて他職種から意見をもらいサービス調整に役立てる ①-3:昨年度不十分であった健康づくり教室参加者についても教室開催時の実態把握やそれが出来なくても後日自宅に訪問して実態把握をする等計画的に実態把握を行っていき、地域にどのような高齢者が住んでいるか一人でも多く実態把握を行う。 町会行事に参加した場合も同様に計画的に実態把握を実施する。</p>	<p>・利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率 ・利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率 ・実態把握率</p>
総合相談	<p><課題> ①:地域住民や民生委員に包括の役割について周知不足だった。 ②:総合相談で関わった方について定期的なアプローチがされていなかった。 ③:緊急時の体制について整備されていなかった。</p> <p><背景> ①:高齢化に伴う相談件数の増加が予想されたが、昨年度の相談件数は1,626件と一昨年度とほぼ横ばいの件数であったが、本人や家族からの相談件数は減っており包括の役割について知らない人が増えた事が予想される。 ②:総合相談として相談を受け、その場での問題解決は図れたが、その後の生活について確認する等のフォローが徹底されていなかった。 ③:夜間帯の相談等担当者レベルでの判断になっていたので緊急時の対応についてもセンター内で整備する。</p>	<p>①:総合相談機関としての役割周知を強化する。 ②:継続的なアプローチを行う体制を構築する。 ③:緊急時の対応についてセンター内で統一を図る。</p>	<p>①:西部地区の関係機関にて出前講座を開催し、包括の役割について周知を図る。 ②:センター内で行って来た事例検討を利用して、担当者がフォローを意識した関わりが出来るように他職員の意見を貰う機会を作る。(年6回) 今年度は終結したケースについて実施する。 ③:緊急時の対応についてセンター内職員が同じ対応が出来るようにフローチャートを作成する。</p>	<p>・相談対応件数(実・延) ・相談形態内訳 ・相談者の続柄内訳 ・相談内容内訳 ・センター内事例検討回数</p>

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
保健福祉サービス等の利用調整	<p><課題></p> <p>①:老福サービス利用者に対して継続的な関わりが出来ておらず、状態の変化に気付かなかった。</p> <p>②:老福サービスについて関係機関が正しく理解できていない。</p> <p><背景></p> <p>①:介護サービス利用者が老福を申請した場合には担当ケアマネがモニタリングできていたが、老福サービスだけの利用の場合は定期的にモニタリングが実施されていなかった。</p> <p>②:緊急通報システム等居宅ケアマネや医療機関より老福サービスの対象にならない方についても問い合わせが来る事があった。事業内容を知る事で高齢者支援をより効果的に行う事が増える。</p>	<p>①:老福サービス利用者に対して事業所独自の期間でモニタリングを計画する。</p> <p>②:関係機関に対して老福サービスについての広報回数を増やす。</p>	<p>①:生活管理指導員や生きがいデイの利用者等介護保険サービス利用の可能性がある方をタイムリーに発見する方法を計画し、センター内の老福リストを活用し1年に1回はモニタリングで利用者へ連絡し、必要時に介護認定の申請からサービス調整を行っていく。</p> <p>②:これまで広報紙や出前講座の依頼があった場合に適宜老福サービスについて広報してきたが、ケアマネ懇談会等で広報の機会を作り、必要な人に支援が行き届くようにする。</p>	<p>・利用調整件数</p> <p>・モニタリング実施数(率)</p>
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <p>①:包括の役割について周知不足であった。</p> <p>②:介護保険制度及び介護予防・日常生活支援総合事業について周知が必要。</p> <p><背景></p> <p>①②:平成29年度から新しい総合支援事業が開始するにあたり、介護保険制度の改正や包括の役割についても変化するので、制度や事業の変化を地域住民が理解できるように周知を図る。</p>	<p>①②:新しい総合支援事業について地域住民が理解する事が出来るように広報を図る。</p> <p>①:地域住民が支援を必要とする高齢者に気付く視点を持つ事が出来る。</p>	<p>①②:市との情報共有から得た内容を整理し、噛み砕いて広報内容を整理し、広報紙(年2回)や出前講座、各種事業の中で広報を図る。 (広報紙の配布先としては西部地区20町会、圏域内の医療機関や街角調剤薬局、コンビニ、交番、街づくりセンター、女性センター、老人福祉センター等) また、広報紙の配布先については広報誌配布及び配置後の反応について担当者より意見を頂き、今後の広報に役立てていく。</p> <p>①:認知症サポーター養成講座や出前講座も適宜開催していくが、その際にも講義やリーフレットの配布だけでなく、支援を必要としている高齢者に気づく視点についても説明する。</p>	<p>・広報紙発行回数</p> <p>・出前講座や講師派遣の回数と対象者</p>

包括的支援事業

2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【目的】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】高齢者虐待の早期発見のため、個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護相談 (高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応)	<p><課題></p> <p>・発見に至らない虐待ケースが地域には埋もれており相談件数が伸びていない。</p> <p><背景></p> <p>①-1:平成27年度虐待の通報は17件ありケアマネからの通報が多く民生委員や警察、介護事業所からの通報が少ない。また近隣住民からの通報が0件であった。</p> <p>①-2:通報する人が「これは虐待なのだろうか」と悩み連絡しないことがあるのではないかと。</p> <p>①-3:虐待を知っていたとしても自分は巻き込まれたくないと思い連絡しないのではないかと。</p> <p>①-4:虐待対応の広報啓発不足。</p>	<p>①:地域からの相談・通報の件数が増え、早期発見・対応が出来る。</p> <p>②:センター内で高齢者虐待対応マニュアルを活用し、3職種で連携して虐待ケースを解決することが出来る。</p>	<p>①-1:どのようなことが虐待にあたるのか、虐待を発見した場合はどうすればよいのかを広報紙にて広報・啓発する。</p> <p>①-2:出前講座等に出向いた際、虐待対応リーフレットを配布する。</p> <p>①-3:出前講座の際、他の講座内容でも虐待対応の内容について触れられる範囲で話をする。</p> <p>②-1:センター内でマニュアルの共有化を図り、虐待対応時には3職種で情報交換を行いながらマニュアルに沿った対応でケース対応を行う。</p>	<p>○権利擁護相談対応状況</p> <p>・対応件数</p> <p>・対応事案内訳</p> <p>・相談・通報者内訳</p> <p>○高齢者虐待対応状況</p> <p>・通報件数</p> <p>・通報者内訳</p> <p>・虐待実件数</p> <p>・虐待対応件数(実・延)</p> <p>・終結件数(率)</p>
高齢者虐待対応における医療機関とのネットワーク構築	<p><課題></p> <p>①:医療機関からの虐待疑いの相談ケースが少ない(過去3年間で1件)。</p> <p><背景></p> <p>①-1:どのようなケースが虐待にあたるのかが分からないのかもしれない。</p> <p>①-2:虐待と思われてもこのぐらいであればと思えば通報が無いのではないだろうか。</p> <p>①-3:医療機関にMSWがおらず虐待と分かっても通報する体制が整っていないのではないだろうか。</p>	<p>①-1:西部圏域のMSWや医療関係従事者に虐待の疑いがあった時は市役所や包括支援センターに相談しなければならぬと意識してもらうことができる。</p> <p>①-2:医療関係者からの通報件数を増やすことができる。</p>	<p>①-1:西部圏域病院に広報誌や「みんなで防ごう高齢者虐待」のパンフレットを置いてもらえるよう声がけを行う。</p> <p>①-2:病院のMSWからの相談に対して適切に対応し信頼関係を構築し、いつでも相談しやすい体制作りをする。</p> <p>①-3:研修などに参加した際医療関係者と顔をつなぎ相談しやすい体制を整える。</p> <p>①-4:「通報シート」を医療機関へ配布する。</p>	<p>・個別ケース連携数</p> <p>・ネットワーク構築数</p> <p>・ネットワーク構築機関</p> <p>・高齢者虐待通報者内訳</p>

2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護業務に関するネットワーク構築	<p><課題></p> <p>①: 成年後見制度普及啓発のために後見センターとの連携が必要。</p> <p><背景></p> <p>①-1: 成年後見制度について説明は求められたが実際に制度に結びついたのは少なかった。</p> <p>①-2: 成年後見制度の申立手続きが困難であり親族だけで行うには難しい。</p> <p>①-3: 認知症に対する理解が不足しており成年後見制度について関心が無いのではないだろうか。</p>	<p>①-1: 成年後見制度の相談が増え、制度に結びつけることができる。</p> <p>①-2: 成年後見センターと協力しながら後見制度につなげることができる。</p>	<p>①-1: 成年後見制度等事例検討会への参加。</p> <p>①-1: 成年後見制度申し立てにかかる法テラスとの連携事例を周知し、多職種の理解を図る。</p> <p>①-1: 成年後見センターと連携を図り、成年後見制度利用に繋げていく。</p> <p>①-2: 成年後見センターを訪問しどのように連携できるのかを確認する。</p>	<p>○権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や消費者被害に関する研修会や事例検討会への参加、開催回数 ・困難事例に関する研修会や事例検討会の開催回数 <p>○高齢者虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会や事例検討会の開催回数と参加機関数(実・延)
センター内スキルアップ対策	<p><課題></p> <p>①: センター内で行われる研修について権利擁護部分の研修は限られている。</p> <p><背景></p> <p>①: 施設内研修は1ヶ月1回であり包括以外の他部署と行うため権利擁護内容だけをすすめるわけにはいかない。</p>	<p>①: 権利擁護に関する新たな知識を習得し日々の業務に役立てることができる。</p>	<p>①-1: 成年後見事例検討会に定期的に参加する。</p> <p>①-2: 函館市主催の虐待対応研修会、その他権利擁護に関する研修会の案内等をチェックし参加する。</p> <p>①-3: 虐待対応、消費者被害など権利擁護に関する研修があれば積極的に参加する。</p> <p>①-4: 朝礼時、権利擁護に関する事例を報告し、多職種との情報共有を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内における研修会、事例検討会の開催回数と参加人数 ・センター外における研修会、事例検討会の参加回数と参加人数
住民等に対する広報・啓発活動	<p><課題></p> <p>①: 定期発行している広報紙で権利擁護について広報啓発を行っているが、平成27年度は高齢者虐待と成年後見制度について広報啓発が行えなかった。</p> <p><背景></p> <p>①: 広報紙が年に2回発行の為権利擁護の内容には制限があり、平成27年度の権利擁護の内容については消費者被害について広報していた。</p>	<p>①: 広報紙や出前講座等で地域住民に広報啓発を行うことにより権利擁護に関する相談件数を増やすことができる。</p>	<p>①: 年2回の広報紙の中で虐待及び成年後見制度について掲載する。</p> <p>①: 町会の集まりなどに向いて権利擁護内容について広報啓発を行う。</p> <p>①: 町会の集まりやサロンに参加した際、権利擁護に関するパンフレットを配布する。</p> <p>①: 成年後見制度をもっとわかりやすく身近なものにしてもらえるよう広報啓発する。(広報紙に成年後見制度を掲載する)</p> <p>①: 町会等でサポーター養成講座を開催し認知症への理解を深めていくことで成年後見制度について関心をもってもらう。</p>	<p>○高齢者虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象 <p>○成年後見制度・消費者被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、パンフレット配布回数 ・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象

包括的支援事業

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

【重点事項】地域包括ケアシステムの構築を意識し、多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員と連携して、ケアプラン指導研修を開催する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<p><課題></p> <p>①: 圏域や経験年数、居宅の規模に関わらず市内のケアマネは周囲の介護者との関係調整に苦慮している。</p> <p>②: 居宅に所属する主任ケアマネが本来有するべく役割を十分に発揮していない。</p> <p><背景></p> <p>市全体の課題である居宅と包括の温度差是正の為に圏域内の個々の居宅との意見交換を実施し、それぞれの課題抽出を行った。</p> <p>①: 従来の研修では介護者との関係づくりを取り上げる機会が少なかった。</p> <p>②: 個々の居宅事業所の方針で主任ケアマネの役割が位置づけられており、全般的に自発性を持ち主任ケアマネに求められる役割に取り組む者が少ない。</p>	<p><計画数値></p> <p>・ケアプラン指導研修 【 4 回】 合同 2回 ・ 圏域 2回</p> <p>①: ケアマネがケアマネジメントの基礎や介護者支援を学ぶ。</p> <p>②: 主任ケアマネが役割を認識し自己の業務で実践出来る。</p>	<p>①: 介護者との関係づくりを学ぶ研修を開催する。</p> <p>①: 7月と11月に開催予定の合同ケアプラン研修のテーマに取り入れる。</p> <p>①②: 包括の主任ケアマネが中心となり年1回以上圏域内に住所を有する全居宅を訪問し現状の状況確認や個々の居宅と包括の発展的な連携方法の模索を目的に意見交換を行う。</p> <p>②: 居宅と包括の主任ケアマネが連携しての研修会を開催する。</p> <p>②: 包括と圏域内に住所を有する全居宅のセンター長若しくは主任ケアマネとの定期的な意見交換会を実施する。その中で居宅の主任ケアマネの役割作りや居宅と包括の連携により介護保険サービス以外の様々な社会資源活用、ケアマ同士のネットワーク構築等の具体策を検討する。</p> <p>①: 圏域でのケアプラン研修開催時は他職種参加を意識し居宅のみではなく地域密着型サービス事業所へも参加を促す声掛けを行う。</p>	<p>・ケアプラン指導研修開催回数 (多職種, 主任CM連携)</p> <p>・参加数(率)</p> <p>・居宅への訪問回数</p> <p>・圏域内居宅訪問実施率</p>

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護支援専門員に 対する個別支援	<p><課題></p> <p>①: 居宅から包括へ相談する行為を重荷と捉えるケアマネがいる。</p> <p><背景></p> <p>①: 去年実施の包括と圏域内居宅との個別懇談を通じ個々の居宅の現状把握を行う。相談者のケアマネの意向よりも市や包括の主導で勝手に進められてしまう印象をケアマネが持っている。具体的には業務不備の指摘、相談者の意図に反し大事にされる、ケア会議への事例提供を強要される等の負の印象から苦手意識を持たれてしまう傾向にある。居宅に対する包括の役割の周知が十分にされていない事が根底にあり、それが居宅と包括の良好な関係構築の障壁となっていると考えられる。</p>	<p>①-1: 居宅と包括がそれぞれの役割を正しく認識する事で居宅内だけでは解決が困難な問題を早期に包括へ相談して貰える体制を作る。</p> <p>①-2: ケアマネの抱える課題が解決する。</p> <p>①-3: 包括と居宅のセンター長、主任ケアマネとの意見交換会を年2回以上開催する。</p> <p>①-4: 居宅からの相談が「居宅内での検討」が実施されるように確認や促しを行う。</p>	<p>①-1・3: 包括と圏域内に住所を有する居宅のセンター長若しくは主任ケアマネとの意見交換会を開催する事でお互いの立場を正しく理解し早期相談や個々のケアマネが抱える課題の把握と解決を連携して行う事が出来る関係構築を図る。</p> <p>①-2: 日常的個別指導や困難事例への相談や助言は終結を意識し終結の一定期間後にモニタリングを行う。相談にあたる包括職員はスーパービジョンのスキルを活かしケアマネへの後方支援が相談者と支援者相互の資質向上に繋がるように意識し、必要時には3職種の協働にて対応を行う。相談内容や進捗、結果は包括内での情報共有を行い支援方針を決定する。支援方針が他職種相互の協働等の視点の場合は、地域ケア会議の開催も想定する。包括職員の均一した対応を目的に作成した流れ図や「ケアマネからの相談シート」をケアマネからの相談時に活用する。</p> <p>①-4: 複数ケアマネが所属する居宅から相談を受けた時には、居宅内OJT機能充実の観点から「居宅内での検討」が行われたのかを確認し、行われていない場合は実施を促す。</p>	<p>・個別支援数</p> <p>・終結数(率)</p> <p>・包括とセンター長・主任ケアマネとの意見交換会実施回数</p> <p>・参加数(率)</p>

包括的支援事業

4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【目的】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

【重点事項】平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施に向けた体制整備を行う。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護予防 ケアマネジメント	<p><課題></p> <p>①:要介護認定率が高く、要支援認定率の割合が高い。今後も増加することが予測されるが、二次予防事業対象者が、通所型及び訪問型介護予防事業を利用することが少なかった。</p> <p><背景></p> <p>①-1:市内でも高齢化率が高い。</p> <p>①-2:市内でも要介護認定率が高い。要支援認定率の割合が高くなっている。</p> <p>①-3:生活機能評価リスクでは生活機能、うつ、口腔機能の該当者が多い。</p> <p>①-4:健診問診において生活習慣改善の意識が低い。保健行動への意識が低い人が多い。</p> <p>①-5:運動や趣味活動等の施設、公園がバランス良くある。意識が高く移動手段がある人が利用している。</p>	<p>①:二次予防事業の対象者が生活の中で介護予防を実践することが出来る。</p>	<p>①-1:閉じこもりやうつ、認知症のおそれがある等、通所型による事業への参加が困難な対象者に訪問型介護予防事業の利用調整を行なう。</p> <p>・アセスメントに基づき、実現可能な目標を設定し介護予防プラン(情報共有シート)を作成する。</p> <p>・プログラム終了後は評価を行ない、必要に応じて適切な事業の勧奨を行なう。</p> <p>・訪問型介護予防事業につながらなかった対象者に、必要に応じて適切な事業の勧奨を行なう。</p> <p>・相談機関としての包括の機能について説明し、今後の総合相談につなげる。</p> <p>①-2:二次予防事業対象者が活用出来るような社会資源の把握を行なう。</p> <p>・現在、把握している社会資源を整理する。</p> <p>・町会や在宅ふれあい委員、老人クラブ等の活動内容の情報収集を行なう。</p>	<p>・訪問型介護予防事業利用者数</p> <p>・訪問型介護予防事業利用後の状況</p> <p>・訪問型介護予防事業利用につながらなかった対象者に対する対応</p> <p>・社会資源の把握内容内訳</p>

包括的支援事業

5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【目的】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<p><課題></p> <p>①: 民生委員や町会関係者が課題と考える事例は介護保険や公的なサービスに結びつかない、公的サービスと地域の支援体制を駆使しても不十分な状況である。</p> <p>②: 居宅から提供された事例の大半は介護保険のみでは解決が不十分な状況である。</p> <p><背景></p> <p>①②: 開催の原因になる課題は「認知症」や「見守り体制構築」の対応が殆どである。地域の見守り体制に強制力はなく、見守り体制も限界がある。</p> <p>①②: 居宅ケアマネが介護保険制度以外の活用に疎い。疎くても居宅の収入に直結しないので活用の優先順位が低い。</p>	<p><計画数値></p> <p>・開催回数 【 6 回】</p> <p>①: 個別のケースから地域の課題を抽出する。</p> <p>①②: 高齢者の個々の課題解決を支える。</p> <p>①②: 地域の支援体制構築を盛り込む。</p>	<p>①②: 会議開催時には地域の支援体制作りに重要な立場である民生委員や町会関係者に対し参集を募る。</p> <p>①②: 権利擁護や多重課題事例を他職種や関係者が協働して課題解決、支援方法の検討を行う。</p> <p>①②: 権利擁護やケアマネ支援として包括が関わる事例、居宅や地域からの相談、包括で直接対応している事例から重要度、緊急度を判断して会議の開催を行う。他を行う。他職種や関係者の連携で相乗効果による意見や新たな社会資源の有機的連携、各関係者の連携強化や資質向上、新たな社会資源開発が期待できる。特に介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント実践向上を意識する。</p> <p>①②: 課題の類似性を抽出し地域課題の抽出を図る。</p>	<p>・開催回数と開催達成率</p> <p>・参加者内訳 (民生委員・町会関係者)</p> <p>・地域ケア会議が有した機能の内容</p>
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<p><課題></p> <p>①: 民生委員や町会関係者は「高齢者のみ独居」「近所付き合いがない」事を課題とし、「集まれる場所づくり」「地域で活躍できる人材育成」「見守り体制」に必要を感じているが、十分な実践までは至らない。</p> <p><背景></p> <p>①: 必要は感じていても「なり手不足」「現状の活動者の負担増」が優先し現状以上の活動が阻害されている。現状で精一杯。</p>	<p><計画数値></p> <p>・開催回数 【 4 回】</p> <p>①: 地域課題の抽出と解決策の検討を行う。</p>	<p>①-1: テーマに沿った地域課題の共有や解決を目的に地域住民を主体として開催する。</p> <p>①-2: 昨年度に圏域の民生委員や町会関係者を対象とした「高齢になっても住みやすい地域づくりのためのアンケート」の内容や地域からの要望を勘案し、開催内容を決定する。地域課題検討は個別事例の課題解決策でもある。圏域で把握された課題を市へ報告する事は「政策への提言」とも成り得る。</p> <p>①-3: 地域包括ケア推進の観点から必要に応じて生活支援コーディネーターや社会福祉協議会とも適宜連携を行う。</p>	<p>・開催数と開催達成率</p> <p>・参加者内訳 (民生委員・町会関係者)</p>

5. 地域ケア会議推進事業

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住民等に対する 広報・啓発活動	<p><課題></p> <p>①: 地域ケア会議には民生委員や町会関係者、対象者と関わる一般住人等福祉や地域の支援体制づくりの意識が高い方が多い。介護の内容は関係者の間での共有が出来ても、全く関わりのない一般の地域住人には、会議の内容や関係者の思いはなかなか伝わりにくい。</p> <p><背景></p> <p>①: 福祉や行政、地域づくりなどの活動に関心のある方が少ない。自分が当事者にならないと広報を見ても心に残りにくい。</p>	<p>①: 様々な機会を通じて積極的な広報・啓発を行う。</p>	<p>①-1: ケア会議等を通じて地域の関係者が其々の立場での地域づくりの活動を展開し易くする為に、広報紙やパンフレットの配布、掲示を依頼する。現時点では「困っていない」「関心がない」状況の方が「困った」時の声を拾い、早期の相談に繋がる様に「必要とした時に目につく広報」が必要であるため。</p> <p>①-2: 他事業でも「高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続出来る地域づくり」を常に念頭に置き、講座、広報紙等の配付を可能な限り行う。</p>	<p>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</p>

任意事業

1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号

【目的】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、介護者を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
家族介護教室	<p><課題></p> <p>①: 家族を介護している方の実態把握ができていない。</p> <p>②: 介護の問題を家族で抱え込んでいる可能性がある。</p> <p><背景></p> <p>①-1: 西部地区は高齢化率も高く、独居世帯、高齢者世帯が多い。</p> <p>①-2: 介護の担い手になる生産年齢の割合が低い。</p> <p>①-3: 日常生活圏域ニーズ調査の結果、「(介護・介助を受けている方のみ)主にどなたの介助をうけていますか」では、「娘10.4%」「配偶者(夫・妻)9.2%」</p> <p>①-4: 日常生活圏域ニーズ調査の結果、「(介護・介助を受けている方のみ)主に介護・介助している人の年齢は」では、「65歳未満40.7%」「65～74歳15.1%」「75～84歳17.0%」「85歳以上7.9%」</p>	<p><計画数値></p> <p>・開催回数 【2回】</p> <p>①: 家族を介護している方の実態を把握する。</p> <p>②: 家族介護をしている方や地域住民が相談機関や介護知識、技術を習得することができる。</p> <p>③: 介護者同士や関係機関と交流することができる。</p>	<p>①: 介護予防(直営・委託)の要支援者の介護状況について実態を把握する。</p> <p>①: 西部地区のケアマネ懇談会でケアマネより情報収集する。</p> <p>①②: 実態把握した上で教室内容を検討し実施する。</p> <p>③: テーマに合った相談機関や関係機関にも教室に参加してもらい、介護者や地域住民に紹介する。また、交流の交流の機会をつくる。</p>	<p>・開催回数</p>
住民等に対する 広報・啓発活動	<p>②: 長く住み続けている方が多いので近所同士見守りはできているが、いろいろと知っている分、家族の認知症などの問題は近所の人に知られたくなく隠したがる。</p>	<p>①②: 家族介護をしているや地域住民が、相談機関や介護の知識や技術などの情報を習得することができる。</p>	<p>①②: 広報紙やパンフレット配布。</p> <p>①②: 健康教室や継続教室などで、市内で開催される介護に関する講演会などの情報提供やパンフレットを配付する。</p> <p>①②: 市役所高齢福祉課家族介護支援担当窓口などの機関の紹介と連携。</p>	<p>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</p>

任意事業

2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【目的】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
住宅改修支援	<p><課題></p> <p>①: 歩行や移動に支障をきたしている単身高齢者が多く身近に介護者がいない。</p> <p>②: 必要にならないと関心が持てなかったり必要な方に情報が行き届いていない。</p> <p><背景></p> <p>①: 昔ながら家屋に長年住んでいる人が多く段差や手すり等が整っていない環境で生活を送っている。</p> <p>②: 住環境整備の必要性の認識が低く、動けなくなるなど困ってから相談に至るケースが多い。</p>	<p>①: 転倒・転落等の事故を予防し在宅生活を維持継続するための適切な助言・相談支援ができる。</p>	<p>①-1: 実態把握。 身体状態や住環境のアセスメントを実施。</p> <p>①-2: 適切な施工に向け、他専門職と連携。 医療関係者、福祉用具事業者、施工業者、PT・OT等。</p> <p>①-3: 担当介護支援専門員のいない要介護者及び要支援者に対して理由書を作成する。</p>	
住民等に対する 広報・啓発活動		<p>②: 情報提供を的確に行い在宅生活継続のための適切な支援ができる。</p>	<p>②-1: 広報誌やパンフレットの配布。 西部圏域町会、医療機関、まちかど調剤薬局を通じて回覧や配置の協力を依頼する。</p> <p>②-2: 出前講座の開催。</p> <p>②-3: 健康教室等人が集まる場で周知を行う。</p>	<p>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</p>